

公 告

公 告 第 5 5 号
令和3年11月5日

分任契約担当官
陸上自衛隊都城駐屯地
第373会計隊長 九曜 吉輝

下記のとおり、一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 人員輸送車2号(内訳書のとおり)
- (2) 引 渡 場 所 : 陸上自衛隊都城駐屯地
- (3) 引 取 (引 渡) 期 限 : 代金納付の日から5日以内(令和4年2月28日までに搬出)
- (4) 代 金 納 付 期 限 : 令和4年2月28日(月)

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」C級以上の等級に格付けされた者であること及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 当該売払車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要になります。
- (9) 3項の入札心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約した業者とする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。

3 契約条項を示す場所等

陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊契約班及び西部方面隊ホームページ

4 説明会、競争入札執行の場所及び日時

- (1) 説 明 会 : 実施しない。ただし、現場確認希望者の方は、事前連絡により別途調整させていただきます。
- (2) 競争入札
場 所 : 陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊入札室(2階)
日 時 : 令和3年11月25日(木) 10時30分

5 落札決定方法

- (1) 総品目総額決定(同額の場合には抽選により決定)
- (2) 入札者は入札書に「税抜き価格相当額」を記載すること。
- (3) 「入札及び契約心得」を確認後、暴力団排除に関する事項に誓約する旨、入札書に「当社(私個人の場合)、当団体(団体の場合)は、入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載している入札書を競争参加者と致します。記載がない場合は、競争参加者等として認めません。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 免除
但し、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札。
- (2) 入札に関する条件に違反した入札。
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難いもの。
- (4) 指定の時間に遅れた入札。

8 契約書等の作成

落札者は、落札決定後、速やかに契約書を作成する。契約書に記載する金額は、入札金額に消費税相当額（10％）を加算した額とする。（ただし、消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

9 その他

- (1) 令和3年11月24日（木）17時までに資格審査結果通知書（写）及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者としての各都道府県知事等の登録許可証（写）の提出をお願いします。
- (2) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (3) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (4) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減減、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (5) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。
- (6) 郵便等による入札の場合は、令和3年11月24日（水）17時00分までに必着するよう「書留等」で送付し「入札書在中」と記入すること。（電話、電報は認めない。）なお、再度入札となった場合は再度入札の日時を別示する。
- (7) 一旦提出された入札書の引換え、変更又は取消しはできない。
- (8) 契約担当官等が受け付けた郵便入札等は、入札日以前であっても引換え、変更又は取り消しはできない。
- (9) 公告掲示場所
都城駐屯地、西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
- (10) 入札参加者は、入札書を官側が準備するので令和3年11月24日（水）17時00分までに受領すること。
- (11) 代理人をもって入札に参加させる場合には、入札前に委任状を提出すること。

10 問い合わせ先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒885-0086
宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊都城駐屯地
第373会計隊 契約班 （担当：梅ヶ谷）
TEL (0986) 23-3944（内線347）
FAX (0986) 23-0832
- (2) 内訳書に関する事項
〒885-0086
宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊都城駐屯地
業務隊 管理科輸送班 （担当：戸高）
TEL (0986) 23-3944（内線531）